

調整方針(案)一覧 (補助金、交付金等の取扱い)

4 補助金、交付金

(1) 現行どおりとするもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
1	和留沢地区水道施設整備費補助金	和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水の確保のため、当該地区の水道施設の整備を促進し、給水区域内の住民の公衆衛生及び生活環境の向上を図る。		【対象】 和留沢水道組合 【補助金額等】 予算の定める額を上限とし、補助対象事業に係る経費に施設区分に応じた補助率を乗じて得た額。なお1,000円未満の端数は切り捨てる。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	毎年、定例的に交付される補助金ではなく、突発的な設備故障で高額な修繕に対する補助金であり、和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水の確保に必要であるため。	和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水が確保され、住民の公衆衛生及び生活環境の向上が図られる。	特になし。
2	公衆浴場施設整備費補助金	公衆浴場施設の整備に対する支援を行い、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場の維持を図る。		【対象】 市内において、現に公衆浴場を営む者であって、公衆浴場法(昭和23年法律第139条)第2条第1項の規定により営業許可を受けて公衆浴場を営む次の要件を備えているものとする。 1 入浴料金を物価統制令(昭和21年勅令第118条)第4条に規定する統制額の範囲としていること。 2 公衆浴場法その他関係法令に基づく行政処分を過去3年以内に受けていないこと。 3 前年度の市税を完納していること。 【補助金額等】 1 施設の整備に要する経費の4分の1以内とし、限度額は付表に定めるところによる。 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場として維持する必要があるため支援を継続する。	支援を継続することで、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援他、地域コミュニティの場が維持される。	特になし。
3	公衆浴場利用促進事業費補助金	公衆浴場施設の利用促進事業に対し支援を行い、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場の維持を図る。		【対象】 小田原市公衆浴場組合 【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を差し引いた額。ただし、年間50,000円までとする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場として維持する必要があるため支援を継続する。	支援を継続することで、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援他、地域コミュニティの場が維持される。	特になし。
4	商工会議所・商工会補助金	地域の中小企業支援機構である小田原箱根商工会議所を支援し、効率的に商工業の発展を図る。	地域の中小企業支援機構である南足柄市商工会を支援し、効率的に商工業の発展を図る。	【対象】 小田原箱根商工会議所 1 商工業等に関する団体で市長が認めるもの 2 商工会議所が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業 【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 1,127万円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市商工会 1 商工業等に関する団体で市長が認めるもの 2 市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業 【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 679万円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	国の方針は1自治体につき商工団体1団体ということであるが、地域の特徴に配慮しながら両団体の合併の可能性について検討する必要があるため。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
5	市橋商工会補助金	地域の中小企業支援機構である橋商工会を支援し、効率的に商工業の発展を図る。		【対象】 市橋商工会 1 商工業等に関する団体が市長が認めるもの 2 小田原市橋商工会が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。935千円  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	当商工会の将来のあり方については、小田原箱根商工会議所、南足柄市商工会を含めて研究を進めていく。	特になし。	特になし。
6	小田原市商店街連合会補助金	本市商業の活性化を図るため、市内商店会の連合体である「小田原市商店街連合会」の活動を支援する。		【対象】 小田原市商店街連合会運営費に対する補助(小田原市商店街連合会加盟商店会等が納める会費収入で賅えない部分)  【補助金額等】 概ね、運営費の4分の1程度を目安としている。  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	実際、補助金無しの場合、どの程度の支障となるのかをまず確認し、補助基準を検討する。市内商店会が加盟する商店街連合会の存続は、そのスケールメリットを利用し、商店会ではできないイベント等の実施が可能であり、商店街活性化に必要不可欠であるため。	商店からの会費収入が減っている中、補助を受けることで基本事務の執行は継続できる点。	「補助金ありき」の意識が残ってしまい、自主性に欠けるため、各商店会における新規加入店舗の獲得を増加させる取り組みについて、より一層の推進を促す。
7	商店街販売促進事業費補助金	市内商店会の連合体である「小田原市商店街連合会」が、スケールメリットを生かして実施する販売促進事業を支援し、賑わいのあるまちづくりを推進し商業の活性化を図る。		【対象】 小田原市商店街連合会が行う(平成28年度) ・商店街フェア事業 ・小田原城北條六斎市事業 ・インターネット事業 ・一店逸品運動事業 ※対象事業については、予算作成時に商店街連合会へ確認をとっている。  【補助金額等】 予算の範囲内で市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	補助金活用事例を精査し、商店街連合会との意見交換を実施し、補助対象の見直しや補助要綱の改正等が必要と考える。商店街連合会では、そのスケールメリットを活かし、単位商店会では実施できない多彩なイベントを開催するなど、地域経済の活性化に効果をあげていることから支援を継続する必要がある。	商店街連合会の運営を補助することで、多種多様なイベントの開催などにより、地域経済の活性化が図られる。	「補助金ありき」の意識が残ってしまつたため、自主財源で事業展開できるよう促し、補助に関しては必要最小限のものとなるよう指導、助言する。
8	県工芸産業振興協会補助金	木製品の振興対策事業及び木製品の知的財産権の保護を行う考案保護事業を行う当該協会に助成する。		【対象】 県工芸産業振興協会 ・商工業等に関する団体が市長が認めるもの。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業。 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 振興対策事業、考案保護事業など  【補助金額等】 114,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	考案保護の審査会や伝統的工芸品展に出展するなどの活動を通じ、工芸産業の振興を図る当該団体の活動に補助をすることが小田原市の代表的な地場産業のひとつである木製品製造業の存続につながることから支援を継続するものである。	木製品の振興対策事業等を継続して支援できる。	公的な資金を支出することになる。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
9	地場産業振興協議会補助金	地場産業の振興を図る協議会の活動に対して、商工会議所と協力し支援を行う。		【対象】 小田原市地場産業振興協議会 ・商工業等に関する団体で市長が認めるもの ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 運営、販路開拓事業、調査研修事業、広告宣伝事業など 【補助金額等】 138,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	いくつもの首都圏での見本市等に出展するほか、ホームページなどを使って広くPRするなど、小田原市内の地場産業全体の活性化につながる事業を行っていることから、支援を継続するものである。	特定の業界だけでなく広く地場産業に対する支援することができる。	公的な資金を支出することになる。
10	地場産業振興事業費補助金	①小田原蒲鉾水産加工業協同組合の実施する小田原かまぼこ桜まつりに対して、商工会議所と協力しながら支援を行う。 ②小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会が行う小田原・箱根「木・技・匠」の祭典開催に対して、県・市町、商工会議所と連携し、協力しながら支援を行う。		【対象】 ①小田原蒲鉾水産加工業協同組合 ②小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会 商工業等に関する団体で市長が認めるもの 市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額 【対象事業】 ①かまぼこ桜まつり開催事業、小田原蒲鉾PR事業 ②木のクラフトコンペ事業、体験ふれあい広場事業、木工市開催(隔年実施) 【補助金額等】 ①770,000円 ②800,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市の地場産業として認知されている小田原蒲鉾と木製品のPR事業に対し補助することは多くの地場産業の存続につながるから支援を継続するものである。	①特産品である小田原かまぼこPRイベントの継続実施に寄与する。 ②木製品の職人が、作品をPRする『小田原箱根「木・技・匠」の祭典』の継続実施に寄与する。	公的な資金を支出することになる。
11	一般社団法人箱根物産連合会補助金	木製品産業界の振興を図る連合会の活動に対して支援を行う。		【対象】 一般社団法人箱根物産連合会 ・商工業等に関する団体で市長が認めるもの。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業。 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 デザイン・技術振興事業(見本市・展示会事業等)、情報提供事業、販路開拓事業、常設展示室事業、事務受託事業など 【補助金額等】 674,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市の特徴的な地場産業のひとつとして認知されている木製品であるが、企業数や生産額が年々減少傾向にあるので、木製品に関係する多くの事業者が加盟するこの団体に補助することは、地場産業の存続につながるから支援を継続するものである。	木製品業界の振興発展に寄与する。	公的な資金を支出することになる。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
12	伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金	箱根寄木細工の伝統技術継承と需要開拓等産業を振興するため、小田原箱根伝統寄木協同組合に助成をする。		【対象】 小田原箱根伝統寄木協同組合 ・商工業等に関する団体が市長が認めるもの ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 後継者・従事者研修事業、需要開拓事業  【補助金額等】 290,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	国の伝統的工芸品にも認められている箱根寄木細工の産業振興を図ることを目的に、共同事業や後継者・従事者研修などを実施しており、この団体に補助することは、地場産業の存続につながることから支援を継続するものである。	箱根寄木細工の伝統技術などを継承することに寄与する。	公的な資金を支出することになる。
13	労働団体補助金・労働者協議会助成金	地域の勤労市民全般の福祉増進を図るため、地域労働団体に対し、事業費の一部に補助金を交付する。	地域の勤労市民全般の福祉増進を図るため、地域労働団体(南足柄市労働者協議会)に対し、助成金を交付する。	【対象】 小田原・足柄地域連合、小田原・足柄地域勤労者福祉協議会  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市労働者協議会  【補助金額等】 予算の範囲内で、活動事業費の一部を助成する。  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 小田原・足柄地域連合及び小田原・足柄地域勤労者福祉協議会に対して現行額の補助を継続する。 南足柄市労働者協議会への助成金については、前年度収支決算からの繰越額の状況に応じて補助を継続するが、今後のあり方については、小田原・足柄地域勤労者福祉協議会への統合も視野に入れて研究を進める。	小田原・足柄地域連合と小田原・足柄地域勤労者福祉協議会は、2市8町を活動エリアとしており、小田原市と南足柄市が合併することは団体の活動に影響するものではない。よって、現行の補助制度は継続すべきである。また、南足柄市労働者協議会は、タクシー会社など産別組合に加入できない事業者があることから支援を継続するが、今後のあり方については、小田原・足柄地域勤労者福祉協議会への統合も視野に入れて研究を進める。	労働組合の活動が活性化することは、地域社会全体の雇用の劣化を防止することとなり、公益性が高い。	労働組合に加入していない勤労者は、補助の利益を享受できない。 小田原・足柄地域勤労者福祉協議会は労働組合に入っていない勤労市民も事業所単位で加入することができ、労働者協議会は産別組合に加入できない事業所で組織されている。地域連合も、地域勤労者全般にわたる労働相談を実施しており、こういった活動を拡大することでより多くの勤労者が恩恵を受けられるように門戸を広げていく。
14	技能職連絡協議会助成金		南足柄市技能職連絡協議会の健全な運営を図るため、助成金を交付する。		【対象】 技能職連絡協議会の実施する事業の一部  【補助金額等】 技能職連絡協議会の会費予算額(1人2,000円)と同額を支出  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 当面は現行のまま継続し、5年を目途に見直しまたは廃止。	小田原市に制度がないため、今後、継続または廃止の方向を検討する。	継続の場合は、技能職者の社会的経済的地位の向上と後継者育成が、また廃止の場合は、事務量の軽減が図られる。	技能・技術の継承及び後継者の育成等について、支障をきたす可能性がある。
15	中心市街地活性化協議会組織体制強化費補助金	中心市街地の活性化に関する法律に基づき設置された小田原市中心市街地活性化協議会(事務局:小田原箱根商工会議所)に対する補助		【対象】 中心市街地の活性化に関する法律に基づき設置された中心市街地活性化協議会 ○内容 会議開催、調査研究、研修など  【補助金額等】 会費や事業収入、本市以外の補助金等その他収入を充ててもなお不足する額  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 補助対象となっている本協議会は、平成29年度をもって期間満了を迎える中心市街地活性化基本計画と連動して設置が求められているものであることから、中心市街地活性化推進事業と同様の動き(平成28年度中に今後の方針を決定)を予定。	小田原市のみが存在する事務事業であるため、中心市街地活性化推進事業を実施している以上、必要な事務事業であるため。	中心市街地活性化協議会の安定的な運営と中心市街地活性化基本計画の推進への寄与。	財政的な負担が軽減できないため、実情に応じた年度ごとの金額の見直し。
16	産業フェア助成金		ASHIGARA産業フェア実行委員会の健全な運営を図るため、助成金を交付する。		【対象】 ASHIGARA産業フェア実行委員会の実施する事業の一部  【補助金額等】 630,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	観光をはじめとする産業の活性化を図るため、引き続き助成金を交付する。	産業の振興が図られる。	南足柄市エリアのイベントとなり、合併後の市一体となった「産業まつり」とはならないため、小田原エリアを含めた開催が可能か研究する。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
17	足柄金太郎まつり補助金		足柄金太郎まつり実行委員会の健全な運営を図るため、助成金を交付する。		【対象】 観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業 【補助金額等】 270万円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	観光をはじめとする産業の活性化を図るため、引き続き助成金を交付する。実施時期については、小田原市の他のイベントと重なるため、日程変更の視野に検討する。	「金太郎」を核としたまつりを開催し、市内外にPRすることにより、観光客の誘客が図られる。	事務量の軽減につながらない。 根本的な事務量の削減は難しいが、どのようなことが簡素化につながるか、再度、事務内容を見直す。
18	酔芙蓉農道等維持管理助成金		花による地域おこし事業「あしがら花紀行」に取り組む地域ボランティア団体への助成や各種イベントへのPR活動や誘客の協力等を行なう。		【対象】 酔芙蓉農道等を良好に維持管理することを対象とする。(千津島自治会) 【補助金額等】 73,800円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 地域活性化を目的にした事業でもあるため、合併を機に所管についても検討する。	「あしがら花紀行」を継続し、観光客の誘客を図るとともに、地域活性化の観点から所管についても再度検討を行う。	観光客の誘客が図られる。	事務の軽減が図られない。 抜本的な事務の軽減につながるが、事務の簡素化に向け、事務内容を再度見直す。
19	春木径維持管理助成金		花による地域おこし事業「あしがら花紀行」に取り組む地域ボランティア団体への助成や各種イベントへのPR活動や誘客の協力等を行なう。		【対象】 春木径を良好に維持管理することを対象とする。(春木径奉仕会) 【補助金額等】 176,400円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 地域活性化を目的にした事業でもあるため、合併を機に所管についても検討する。	「あしがら花紀行」を継続し、観光客の誘客を図るとともに、地域活性化の観点から所管についても再度検討を行う。	観光客の誘客が図られる。	事務の軽減が図られない。 抜本的な事務の軽減につながるが、事務の簡素化に向け、事務内容を再度見直す。
20	幸せ道維持管理助成金		花による地域おこし事業「あしがら花紀行」に取り組む地域ボランティア団体への助成や各種イベントへのPR活動や誘客の協力等を行なう。		【対象】 幸せ道を良好に維持管理することを対象とする。(春木径奉仕会) 【補助金額等】 176,400円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 地域活性化を目的にした事業でもあるため、合併を機に所管についても検討する。	「あしがら花紀行」を継続し、観光客の誘客を図るとともに、地域活性化の観点から所管についても再度検討を行う。	観光客の誘客が図られる。	事務の軽減が図られない。 抜本的な事務の軽減につながるが、事務の簡素化に向け、事務内容を再度見直す。
21	ふくざわ公園等維持管理助成金		地元自治会と覚書を締結し、公園の維持管理を実施するための経費を市が助成金として支出する。		【対象】 地元千津島自治会へ助成金を支出し、対象区域である公園内の土地及びその上に有する建物と構築物の維持管理を行う。 【補助金額等】 150,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	小田原市に該当する事業がないため。	公園の維持向上が図られる。	維持経費が施設存続中は継続するため、維持管理方法の見直しを行う。
22	里地里山保全促進事業補助金・里地里山づくり促進事業助成金	里地里山活動協定に基づいて活動する団体に対して、農林地等の保全・体験教室・資器材の購入に係る費用の一部を助成する。	里地里山活動協定に基づいて活動する団体に対して、農林地等の保全・体験教室・資器材の購入に係る費用の一部を助成する。	【対象】 認定里地里山活動協定に係る活動団体が当該里地里山活動協定に基づいて行う里地里山の保全等の活動であること。 【補助金額等】 ○農林地等の保全の単価 田(10a) 123,000円 畑(10a) 54,000円 樹園地(10a) 87,000円 二次林(10a) 18,000円 ○体験活動 実施経費の3分の1(事業費上限:150,000円) 資器材の購入は累計額200,000円まで 【国、県等からの財源】 保全費:県10/10 体験活動:県、市、活動団体それぞれ1/3	【対象】 認定里地里山活動協定に係る活動団体が当該里地里山活動協定に基づいて行う里地里山の保全等の活動であること。 【補助金額等】 ○農林地等の保全の単価 田(10a) 123,000円 畑(10a) 54,000円 樹園地(10a) 87,000円 二次林(10a) 18,000円 ○体験活動 実施経費の3分の1(事業費上限:150,000円) 資器材の購入は累計額200,000円まで 【国、県等からの財源】 保全費:県10/10 体験活動:県、市、活動団体それぞれ1/3	現行どおりとする。	県条例等に基づく事業のため。	里山が有する多面的機能を発揮させ、地域の環境保全や活性化を図ることができる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
23	野菜価格安定事業費補助金	野菜の計画的な生産及び出荷を行うことにより、野菜の安定的な供給と価格の安定を目的とし、野菜価格が著しく安くなったとき、あらかじめ積み立てておいた資金を取り崩し、生産者に補填する制度である。		【対象】 一般社団法人神奈川県野菜価格安定資金協会(事務局:JA全農神奈川県本部)が実施する野菜価格安定事業に加入している、「小田原たまねぎ」について補助を行う。  【補助金額等】 平成26～平成28年度事業計画 ・交付予約数量 600t ・作付面積 15ha ・造成単価 17.34円/kg ・総造成額 10,404千円 ・年造成額 3,468千円 負担額 県(1/2) 1,734千円 市(2/14) 495千円 会員(5/14) 1,239千円  【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10		現行どおりとする。	JA全農神奈川県本部が実施する事業であり、小田原たまねぎ(南足柄市では生産なし)が対象作物であるため、現行どおり実施する。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。
24	土地改良施設設置等補助金	農業団体等が実施する農業生産基盤整備に対して土地改良施設設置等補助金要綱に基づき助成する	・酒匂川右岸土地改良区の区域に関する事業等の調整及び運営費補助 ・内川土地改良区に関する事務等の支援及び運営費補助 ・二の堰(農業用水路)の維持管理者に対して助成金を助成 ・取水施設の維持費を助成 ・農業用水路のうち年間通水する堰の維持費を助成	【対象】 土地改良施設設置等を行う団体で市長が認めるもの  【補助金額等】 国県補助対象事業については農道整備事業及びびかんがい排水事業は補助対象事業費の10分の10以内、農地保全事業及び農業用取水施設整備事業は補助対象事業費の10分の9.5以内、圃場整備事業及び暗きょ排水事業 事業費の10分の9以内。市単独補助事業については農業用取水施設整備事業 事業費の10分の9.5以内、その他の土地改良事業 事業費の10分の9以内  【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(1/2)	【対象】 ①酒匂川右岸土地改良区 ②内川土地改良区 ③壙下自治会、千津島自治会、班目自治会 ④石塚堰、田中堰、小芝原堰、筏場堰、源治堰、上三丁田堰 ⑤年間通水している31堰  【補助金額等】 ①670,000円(平成27年度実績) ②596,000円(平成27年度実績) ③60,000円(20,000円×3自治会) ④898,881円(平成27年度実績) ⑤372,000円(平成27年度実績12,000×31堰)  【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10	現行どおりとする。	現行維持を継続することが土地改良施設等の維持管理に必要な事業であるため。	土地改良施設の管理が従来どおり可能となり、行政が直接施設の維持管理をすることがない。	特になし。
25	地域林業形成促進事業費補助金	植栽から保育までの育林を計画的・組織的に行い、もって優良材の生産及び森林保護に資する事業を行う団体に対し、県の補助と合わせ上乗せ補助を行うもの。	優良木材の生産と林業経営の安定を図るため、間伐及び枝打を行う森林組合、生産森林組合及び一部事務組合に対し、補助金を交付する。	【対象】 神奈川県造林補助事業費補助金交付要綱に定める補助対象事業、または神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱のうち造林事業の補助対象事業で市長が認められるもの  【補助金額等】 補助対象事業の1/10  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 森林整備A・B・Cと水源林管理道整備を実施する者  【補助金額等】 各事業ごと、規定の算出方法により求められる。 ○協力協約:9/10～1/10 ○間伐・枝打:1/6 ○足柄グリーン文化基金:受益者負担分(間伐・枝打のみ)  【国、県等からの財源】 ○協力協約:9/10～1/10 ○間伐・枝打:1/6 ○足柄グリーン文化基金:受益者負担分(間伐・枝打のみ)	現行どおりとする。	国・県補助事業のため両市の現状に合わせる。	山林環境の維持・改善が図られる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
26	森林関係団体補助金		①森林関係団体(森林ボランティア協議会) ②市民植樹祭実行委員会)へ補助金を支出する。		【対象】 ①市長がその都度定める。 ②平成21年度から平成24年度に植樹した会場の整備 【補助金額等】 180,000円(90,000円×2団体) 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	小田原市では活動団体が存在しないため、合併時には現行のとおり継続するが、その後のあり方については検討を行う。	南足柄市にしか活動団体が無いため、南足柄市の方式を採用する事により、円滑に事務が進行でき、森林に対する意識が高まる。加えて森林整備が継続可能。	特になし。
27	森林組合活性化対策事業補助金		南足柄市森林組合に対する補助金 森林の適切な施業の促進と森林組合の事業の活性化を目的として、森林組合が森林所有者に対して森林の管理及び育成に関して勧誘を行う森林組合活性化対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		【対象】 南足柄市森林組合 【補助金額等】 90,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 合併時は現状を維持するが、廃止の可能性を検討する。	小田原市では森林組合に対し補助金を支出していない。南足柄市においても順次減額してきていることから、合併時は現状を維持するが、今後、廃止の可能性を検討していく。	南足柄市のみ補助事業のため、当面の間現状を維持することでスムーズな移行が可能となる。 既に減額を進めていることから、廃止の可能性を検討することで支出が縮減される。	特になし。
28	漁業共済掛金補助金 (漁獲共済掛金補助金)	漁業共済への加入を促進することにより漁業経営の安定を図り、もって漁業振興に資する。小田原市経済部水産海浜課所管に係る補助金交付要綱別表2 漁業共済掛金補助金に基づき、次に掲げる共済掛金の支払事業で市長が認めるもの 1漁獲共済掛金 2漁具共済掛金 3養殖共済掛金		【対象】 次に掲げるもののうち、市内に住所又は主たる事務所を有し、かつ、市税を滞納していない者で、全国合同漁業共済組合神奈川県事務所との間に共済契約を締結しているもの ・漁業を営む個人、・漁業を営む漁業協同組合、・漁業生産組合、・漁業を営む者を構成員とする団体 【対象事業】 次に掲げる共済掛金の支払事業で市長が認めるもの ・漁獲共済掛金、・漁具共済掛金、・養殖共済掛金 【補助金額等】 全国合同漁業共済組合神奈川県事務所との間に締結した共済契約に係る共済掛金の合計額から国、県及び財団法人相模湾水産振興事業団の補助金額を控除した額の4分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	漁獲共済掛金補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。
29	小田原漁港振興協議会補助金	小田原漁港の整備促進、調査研究等を目的に設立された協議会・関係機関団体との情報交換・各種大会への参加等		【対象】 小田原漁港振興協議会 【補助金額等】 小田原市としての負担分を補助金として支出 68,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原漁港振興協議会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても低い水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
30	小田原さかな普及の会補助金	安くておいしい栄養価の高い魚の普及を図り、食生活を豊かにし、市民生活に寄与することを目的とする。		【対象】 小田原さかな普及の会 【補助金額等】 市長が毎年予算の範囲内で補助する68,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原さかな普及の会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても低い水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。
31	漁業振興施設設置等補助金 (稚貝放流事業費補助金)	水産物の生産向上と生産基盤の充実を図り、もって漁業振興に資する。 1 国県補助事業承認を受けた事業 2 次に掲げる事業で市長が認めるもの (1)漁場改良造成事業 (2)種苗放流事業 (3)倉庫及び保管施設設置事業 (4)漁船保安施設設置事業 (5)その他漁業振興事業		【対象】 漁業振興施設等を行う団体で市長が認めるもの 【補助金額等】 1 国県費補助対象事業 市が交付を受けた国県費補助金額に当該補助対象事業費から当該補助金額を控除した額の2分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額を加えた額 2 市単独補助事業 補助対象事業費の2分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	漁業振興施設設置等補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。
32	水産加工業振興事業費補助金	水産加工業の振興に資する。		【対象】 水産業の振興を図る団体で市長が認める団体。 予算の範囲内において市長が定める。 【補助金額等】 1 国県費補助対象事業 市が交付を受けた国県費補助金額に当該補助対象事業費から当該補助金額を控除した額の3分の1(多獲魚等の加工研究に関する事業にあつては2分の1)に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額を定める額 2 市単独補助事業 補助対象事業費の3分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	水産加工業振興事業費補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。
33	団体育成補助金 (鮮度保持対策研修費等補助金)	水産業団体を育成し、もって水産業の振興に資する。 1 漁業についての調査研究及び啓発に関する事業 2 漁港についての調査研究 3 水産物についての調査研究及び普及 4 海難事故防止の啓発及び救助活動 5 その他水産業団体が行う水産業に関する事業		【対象】 水産業の振興を図る団体で市長が認めるもの 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	団体育成補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
34	地域水源林長期施業受委託補助金	かながわ水源環境保全・再生施策に基づき、水源環境保全・再生への取組を推進するため、施業の集約化を図り、持続可能な人工林の適切な整備を行うため、神奈川県より補助を受け、森林組合に補助金を支出するもの。		【対象】 小田原市森林組合 【補助金額等】 事業量による(県の設定する単価による) 【国、県等からの財源】 県10/10		現行どおりとする。	南足柄市が県施行のエリアであることから、合併した場合も県施行であるため。	特になし。	特になし。

(2)小田原市の事務処理方式を適用するもの

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
35	老人福祉施設等整備費補助金	市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 市内における介護老人福祉施設等の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県補助基準額(255万円/床)又は実支出額のうち少ない方の額の1/4(上限2,400万円/施設) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内における介護老人福祉施設等の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県補助基準額(255万円/床)の100分の18の額とする(1,500万円を上限とする)。 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 合併時は小田原市の事務処理方法を適用するが、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、新たな基準額を検討する。	施設整備を行う事業者への影響を考慮し、当面の間、小田原市の補助基準額を適用する。ただし、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、同計画に盛り込まれる施設整備の考え方を踏まえ、新たな補助基準額を設定する。	合併後の市において必要とされる施設整備を促進する効果が見込まれる。	財政負担が生じる。
36	地球温暖化対策推進事業費補助金	地球温暖化対策事業として、太陽エネルギーの変換効率に優れた住宅用太陽熱利用システムと、CO2削減に効果のある家庭用燃料電池システム及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対し補助金を交付する。		【対象】 ①一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもの ②一般社団法人燃料電池普及協会(FCA)が指定しているもの ③一般社団法人環境共創イニシアチブの実施する補助金の交付決定を受けたもの、①～③共通 自ら居住する住宅の新築等に設備を設置すること 【補助金額等】 ①強制循環型 80,000円 自然循環型 40,000円 ②50,000円 ③100,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の推進に資する機器の導入が、住宅部門において促進されることにより、市域全体のCO2排出量が削減され、低炭素社会に向けたまちづくりを進める必要があるため。	再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の推進に資する機器の導入が、住宅部門において促進されることにより、地域経済の活性化とともに、市域全体のCO2排出量が削減され、低炭素社会に向けたまちづくりが進められる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
37	合併処理浄化槽(設置)整備費補助金	<p>循環型社会形成推進交付金要綱に基づき、合併処理浄化槽への転換事業に対し補助金を交付する。水源税を用いて実施した河川・水路等の整備と併せて行う生活排水対策事業に関しては、補助金を上乗せする。</p>	<p>循環型社会形成推進交付金要綱に基づき、合併処理浄化槽への転換事業に対し補助金を交付する。水源税を用いて実施した河川・水路等の整備と併せて行う生活排水対策事業に関しては、補助金を上乗せする。</p>	<p>【対象】 ○市街化調整区域または、下水道整備計画区域の弾力的な対応を行う区域の一部であること ○浄化槽法に基づく設置の届出の受理書の交付をうけていること ○合併処理浄化槽を適切に維持管理できること ○専用住宅に設置するものであること ○暴力団員ではないこと ○市税の滞納がないこと ○建築確認申請を伴わない設置であること ○設置する合併処理浄化槽は、浄化槽法に基づく構造基準に適合していること ○水源環境保全・再生市町村補助金対象者になる場合は、水源税を用いて実施した河川・水路等の整備区間へ生活排水を放流していること。</p> <p>【補助金額等】 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者以外】 ○本体設置費 5人槽:332,000円、7人槽:414,000円、10人槽:548,000円 ○既設単独処理浄化槽撤去費:90,000円 ※下水道法第5条第1号に規定する予定処理区域外の場合が対象 ※本体設置及び既設単独処理浄化槽撤去に要した費用が上記を超えない場合は、要した費用額。 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者】 ○本体設置費 5人槽:581,000円、7人槽:724,000円、10人槽:959,000円 ○付帯工事費(既設浄化槽等の撤去費及び新設浄化槽設置に伴う配管工事等経費) 5人槽:200,000円、7人槽:250,000円、10人槽:300,000円 ○設置奨励金:300,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者以外】 ○本体設置補助及び既存単独処理浄化槽撤去費 国:循環型社会形成推進交付金から1/3 県:神奈川県浄化槽整備事業補助金から1/3 市:小田原市合併処理浄化槽整備費補助金から1/3 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者】 ○本体設置補助 国:循環型社会形成推進交付金から1/3 県:神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金から1/2 市:小田原市合併処理浄化槽整備費補助金から1/6 ○付帯工事費 県:神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金単独 ○設置奨励金 県:神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金単独</p>	<p>【対象】 ○市街化調整区域または、その他市長が特に定めた区域であること ○浄化槽法に基づく設置の届出の受理書の交付をうけていること ○合併処理浄化槽を適切に維持管理できること ○専用住宅に設置するものであること ○建築確認申請を伴わない設置であること ○設置する合併処理浄化槽は、浄化槽法に基づく構造基準に適合していること ○水源環境保全・再生市町村補助金対象者になる場合は、水源税を用いて実施した河川・水路等の整備区間へ生活排水を放流していること。</p> <p>【補助金額等】 ○本体設置費 5人槽:332,000円、7人槽:414,000円、10人槽:548,000円 ○既設単独処理浄化槽撤去費:90,000円 ※酒匂川流域関連南足柄公共下水道事業全体計画区域外であること ※30年を経過していない既設単独処理浄化槽であること ※本体設置及び既設単独処理浄化槽撤去に要した費用が上記を超えない場合は、要した費用額。</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	耐用年数を超える既設単独処理浄化槽に関しても、撤去費用を交付することで合併処理浄化槽への転換を促進する。	撤去費用の補助対象を拡大することで、対象区域の合併処理浄化槽への転換が促進される	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
38	野良猫の去勢・不妊手術費補助金	野良猫を保護し、飼い猫とする場合、当該猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助する。		<p>【対象】</p> <p>1 小田原市民で、20歳以上である者</p> <p>2 市税を完納している者</p> <p>3 暴力団員でない者</p> <p>4 市内に生息する野良猫を保護し、自らの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊手術等を行う者</p> <p>5 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていない者</p> <p>【補助金額等】</p> <p>オス2,000円、メス3,000円</p> <p>※手術費用が補助金額に満たない場合は、手術費用を上限とする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。)</p> <p>【国、県等からの財源】</p> <p>市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	去勢・不妊手術費用の一部を補助することにより、野良猫の飼養につながり、野良猫対策について一定の効果があるため。	野良猫対策事業を実施することにより、猫の飼養について責任を持った飼養者の増加が見込まれる。また、そのことにより、猫のフン害などについての減少も見込まれる。	特になし。
39	鳥獣保護管理対策事業費補助金	鳥獣保護管理対策事業費補助金	<p>【参考】</p> <p>南足柄市野猿対策協議会(事務局:かながわ西湘農協岡本支店)に対する負担金に関する事務。</p>	<p>【対象】</p> <p>小田原市鳥獣被害防止対策協議会</p> <p>○対象経費</p> <p>追払い経費、管理捕獲経費、組織育成経費</p> <p>【補助金額等】</p> <p>490万円</p> <p>【国、県等からの財源】</p> <p>県(1/2)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。南足柄市野猿対策協議会負担金は本補助金に一本化し実施する。	野猿対策は市域全体で実施する必要があるため。	特になし。	特になし。
40	中小企業信用保証料補助金	返済能力がありながら、金融信用力が乏しいために金融機関の融資を受けることの困難な中小企業者のために、信用保証料に対する補助金を助成する。	返済能力がありながら、金融信用力が乏しいために金融機関の融資を受けることの困難な中小企業者のために、信用保証料に対する補助金を助成する。	<p>【対象】</p> <p>1 市税を完納している者</p> <p>2 市内に1年以上事業所等を有し、現に営業している中小企業者(個人事業主については市内に1年以上居住し、かつ、1年以上同一事業を営んでいる者)</p> <p>【補助金額等】</p> <p>○小田原市中小企業小口資金等 上限100千円</p> <p>○県融資の一部 上限60千円</p> <p>○小田原市企業振興資金 上限150千円</p> <p>【国、県等からの財源】</p> <p>市単独事業</p>	<p>【対象】</p> <p>本市に1箇年以上事業所等を有し現に営業していること</p> <p>【補助金額等】</p> <p>中小企業者が保証協会に払い込んだ保証料に相当する額とする。ただし、1事業者当たり資金の融資を受けた日が属する年度につき、5万円を限度とする。</p> <p>【国、県等からの財源】</p> <p>市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助限度額の引き下げや対象補助金の縮小は、他市の補助制度と比較すると、中小企業支援策として規模が小さいため、小田原市の補助制度を採用する。	現行と同様の制度を実施することにより、資金調達の難しい中小零細企業を支援することができる。	経費が増加する。他市の補助制度と比較すると、中小企業支援策として規模が小さくなってしまうため、対応策の提示は難しい。
41	商店街街路灯等電気料補助金	商店街が設置する街路灯やアーケード灯等を、都市景観の美化や、通行者の危険防止のための安心安全なまちづくりの施設と捉えることで、商店会の経費の軽減、良好な環境の維持となるよう支援する。		<p>【対象】</p> <p>商店会が、市内における共同施設として適切に維持管理する街路灯、アーチ、アーケード灯等に使用した電気料金として支払ったもの。</p> <p>【補助金額等】</p> <p>補助対象者が、該当年次の1月分から12月分まで支払った電気料の総額から、防犯灯維持管理費補助金を控除した額の2分の1以内の額。ただし、街路灯、アーチ、アーケード、その他市長が必要と認めるものの全部、又は一部をLED化した場合にあつては、電気料金総額から防犯灯維持管理費補助金及び当該LED化したものの電気料金を控除した額の2分の1以内の額並びにLED電気料金の3分の2以内の額の合計額を補助。</p> <p>【国、県等からの財源】</p> <p>市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	街路灯等は、商店街のシンボルでもあり、また、明るく照らすことで住民の安心・安全を確保するものである。不特定多数の方が利用することから、補助は必要である。南足柄市のLED普及状況等を考慮しての補助率を検討する。	明るい商店街の実現、住民の安心・安全の確保。	LED化を推奨する際、街路灯等の老朽化に伴う設備改修費用が負担となるため、国や県の補助制度(該当がある場合)を周知し、利用促進を図る。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
42	活気ある商店街づくり事業費補助金	商店街を地域コミュニティの核と捉え、商店街が実施する地域の特性や利点を活かしたイベント事業等に対し支援する。		<p>【対象】 商店街振興組合及び商店街事業協同組合、任意商店街団体、これらを基盤とした横断的商業団体 ○事業 地域の活気を創出するために行うイベント等、平成19年度から平成24年度の間、商店街活性化推進事業費補助金の交付を受けていた事業</p> <p>【補助金額等】 補助対象事業費から、市長が別に定める公的機関からの補助金額を減じた額(商店街負担額)の3分の1以内の額とし、市長が別に設ける審査会の審査を経て、予算内で配分する。 ○補助金額の配分 ・事務局配分 全体予算額の3分の2程度については事務局枠とし、各商店街団体等が提出した要望書の内容に基づき、過去の活性化事業への取り組み状況、事業費の多寡、国・県等の支援の有無等を加味して配分。 ・審査会配分 全体予算額の3分の1程度については審査会枠とし、委員が各商店街団体等の要望書の内容を精査して決定した配分順位の基づき傾斜配分する。 ○補助対象経費 専門家等謝金、使用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費、燃料費、手数料、保険料、委託料、資料作成・購入費、原材料費(販売を目的としたものは除く)、商標権等取得経費、景品費(補助対象事業費の30%以内)、その他市長が適当と認める経費</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	商店街が、地域コミュニティの核として機能するため、イベント等により活気つくことが必要であると考えことから、小田原市の活用においても利用が高いことから、南足柄市においても活用すべきと考える。	イベント等による商店街の活性化が図られること。	イベント等では、一過性に終わり、継続的な商店街の活性化にはつながりにくい。本補助以外である「持続可能な商店街づくり事業費補助金」を活用するなど、イベントのみに頼らない商店街活動について、指導・助言、アドバイザー制度の活用等を促す。
43	持続可能な商店街づくり事業費補助金	商店街が地域コミュニティの核として機能することは、まちづくりの推進に必要不可欠である。地域に根付いた商店街づくりにおける商店街団体等が、新たに実施する中長期的な取り組みに対し支援する。		<p>【対象】 商店街振興組合及び商店街事業協同組合、任意商店街団体、これらを基盤とした横断的商業団体 ○事業 地域の課題の解決や地域に根付いた事業で、中長期的な計画のもとに新たにに取り組む事業。 例)商店街が自ら出向く出張商店街、防犯・防災事業など</p> <p>【補助金額等】 補助対象事業費の3分の2以内の額とし、上限額は200万円以内。 補助対象期間は、事業開始から3年以内。 他の公的機関から補助を受けている場合は、その金額を控除する。</p> <p>○補助対象経費 専門家等謝金、使用料、借用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費、燃料費、手数料、保険料、委託料、資料作成・購入費、原材料費(販売を目的としたものは除く)、商標権等取得経費、商品開発・販路開拓費、施設整備費、賃借料、改装費</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	商店街の活性化を図る上で、必要な支援と考えている。小田原市のみでなく、南足柄市の商店街についても同制度の適用を考える。	本事業により、商店街が将来的に独立して運営できる。	<p>本事業では、立ち上げ期の3年間の支援であるが、補助期間終了後、事業が滞り、また補助を受けないと継続できないといった点。また、3年間実施した中で、事業の課題等が掴めずといった事態になる場合等が考えられる。</p> <p>事業実施年度末に提出される実績報告書や、年度途中に行う次年度の要望ヒアリング等により、実態を把握している。当初の事業予定ができない場合は、途中での終了も止む無しとしている。</p>

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
44	街かど博物館整備補助金	街かど博物館を設置して一般公開する者に対し、その展示設備等に要する費用の一部を補助することで、街かど博物館の設置を促進する。		【対象】 継続して5年以上一般公開することができ、展示の目的が製品の宣伝、営利等に止まらず、歴史や産業文化の紹介にあることといった要件を備える街かど博物館の代表者 ○事業 街かど博物館の公開に必要な設備等の工事等で法令に違反しないもの。  【補助金額等】 補助対象事業費の2分の1以内  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	既に認定を受けている博物館について、維持管理に関わる問題点もあることから、その整備のために継続する。	市内の回遊性の向上、滞在時間の延長が図られる。	認定博物館が増えれば、館の整備等の支出が増加する懸念があるため、新規認定の際は、自分自身(店舗)の意識として博物館を運営するよう指導する。
45	街かど博物館魅力発信事業費補助金	街かど博物館の魅力を広く市内外に発信し、集客力の向上やリピーターの確保に寄与する事業を支援する。		【対象】 街かど博物館館長連絡協議会 ○事業 街かど博物館ファンクラブ事業、街かど博物館体験ツアー、木像がんばんズルラー等、街かど博物館の魅力を発信する事業  【補助金額等】 100千円  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	体験ツアーの実施等により、小田原市中心市街地の回遊性向上へつながっている。現在20館の認定だが、対象エリアを今後どのようにするかといった検討もあり、現在ある街かど博物館が継続するよう図るものである。	現在の認定博物館を継続し、中心市街地の回遊性の向上を維持する。	今後、エリアが広がることとなれば、博物館の数も多くなり運営管理に負担が増えることも考えられるため、現行の会費の値上げも視野に入れつつ、対応可能範囲の事業展開を図る。
46	勤労者福利厚生活動支援事業補助金・勤労者共済会運営費助成金	中小企業の勤労者等を対象に、給付事業や福利厚生事業を行っている小田原市勤労者サービスセンター(以下「SC」)に対して、管理運営費の一部に補助金を交付している。	中小企業の勤労者等を対象に、給付事業や福利厚生事業を行っている南足柄市勤労者共済会に対して、運営費の一部に補助金を交付している。	【対象】 小田原市勤労者サービスセンター(平成28年4月1日付で小田原市勤労者共済会から名称変更)  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当り、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市勤労者共済会  【補助金額等】 会員数(予算作成年度の4月と9月の会員数を比較し、会員数の多い月)×100円×12月で算定  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市勤労者サービスセンターは平成26年度・27年度に在り方検討委員会を立ち上げ、自立化促進と体制強化の検証を行っており、サービスセンターの運営に当たり、小田原市勤労者サービスセンターを基準にすることは合理的であると考えられる。	特になし。	南足柄市の補助対象が事業費であるのに対し、小田原市は運営費を補助しているため、合併で増加する事務量相当の補助を増額する必要がある。  南足柄市の事業費補助を廃止し、事務増加に係る人件費相当の運営費補助を追加する。
47	レンタサイクル事業運営費補助金	主に本市に訪れる観光客の利便性・回遊性を高めることを目的に、当初は放置自転車を活用し、本市とNPO法人小田原ガイド協会の協働で事業を開始。		【対象】 特定非営利活動法人 小田原ガイド協会 レンタサイクル事業の運営に係る事業  【補助金額等】 195万円  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	本事業については、来訪者のニーズも高いことから継続して実施するとともに、南足柄市での事業展開についても研究する。	案内する観光資源が増える。	南足柄地区にも拠点を増設するとすると、初期投資がかかる可能性があり、現在委託しているNPO法人小田原ガイド協会の対応だけでは困難となるため、初期投資については市で負担し、貸出業務については、南足柄地区で対応が可能なNPO法人等に部分的に委託する。
48	観光協会補助金	本市の観光資源を活用して、観光及び宣伝活動を行い、もって観光事業の振興と健全な発展に資することを目的に活動する(一社)小田原市観光協会の各事業に対し、支援を行う。	本市の観光資源を活用して、観光及び宣伝活動を行い、もって観光事業の振興と健全な発展に資することを目的に活動する南足柄市観光協会の各事業に対し、支援を行う。	【対象】 小田原市観光協会 ○事業 観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業  【補助金額等】 127,989千円  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市観光協会 ○事業 観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業  【補助金額等】 3,350千円  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 観光協会としては、一定の期間(3~5年程度)を設けて、統合に向けた検討を行い、小田原市の団体に統合するよう働きかける。 統合に当たっては、事業内容を見直しながら、補助金についても調整を図っていく。	スケールメリットを活かしながら、経費の節減を行う。	経費節減が図られる。	観光施策に係る地域間格差が生じる可能性があり、会員の理解をどう得ていくかという課題が残る。  地域バランスに配慮しながら、イベント等、事務量が大きい事業を減らす一方で、全域一体となった(スケールメリットを活かせる)PRや誘客事業にシフトしていくよう誘導する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
49	鳥獣保護管理対策事業費補助金・有害鳥獣駆除活動費助成金	有害鳥獣による農作物への被害が進む中、有害鳥獣被害防止実施団体の組織化を進め、駆除体制の確立と速やかな実施により農作物被害の事前防止を図るとともに、出没状況の監視体制を整備し、被害情報の迅速な把握を目的とする。	足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会へ補助金を交付する。	【対象】 組織育成運営経費、有害鳥獣捕獲経費、鳥獣生息調査経費、追い払い経費(ツキノワグマに限る)防護柵設置経費 【補助金額等】 4,978,000円 【国、県等からの財源】 県、市2分の1ずつ	【対象】 有害鳥獣捕獲経費(わなの購入・侵入防止柵等) 【補助金額等】 1,179,000円 【国、県等からの財源】 県、市2分の1ずつ	小田原市の事務処理方式を適用する。	一市一団地で取りまとめするために協議会を統合するよう働きかけることで、鳥獣保護管理対策事業費補助金においても、一団体に交付する。	統一した鳥獣被害対策を実施できる。	特になし。
50	6次産業化ネットワーク活動補助金	農業者が、多様な事業者との連携により新商品開発や販路開拓などを行う場合で、国の「6次産業化ネットワーク活動交付金」の交付を受ける者に対して、国の交付金と併せて市の補助金を支給する。		【対象】 ネットワークを構築して行う6次産業化を推進するために実施する次の取組(市が定める6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として市長が認めるものに限る。)に要する経費 (1) 新商品開発・販路開拓の実施 ア新商品開発 イ消費者評価会の実施 ウ販路開拓の実施 【補助金額等】 ○国 定額(事業費の1/3以内(ただし、市区町村戦略(事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含む)に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)) ○県 補助対象経費の1/3以内(ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組にあつては、補助対象経費の1/2以内) ○市 県補助金額に、補助対象経費の1/4を乗じて得られた額を上乗せした額 【国、県等からの財源】 ○国 定額(事業費の1/3以内(ただし、市区町村戦略(事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含みません。))に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)) ○県 補助対象経費の1/3以内(ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組にあつては、補助対象経費の1/2以内) ○市 県補助金額に、補助対象経費の1/4を乗じて得られた額を上乗せした額		小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業である。南足柄市では実施実績がないため、現行の小田原市の事務処理方式を適用する。	農業者が主体となって、生産から加工・販売まで取り組むことで、新たな付加価値を創出し、産業と結びつけることで生産者の所得向上と地域の活性化を図ることができる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
51	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業に取り組む農業者の組織する団体が対象で、国から県、市を通じた形で交付している。平成28年度分については、4団体に交付予定である。	自然環境の保全に資するの業の生産方式を導入する農業者団体に対する交付金。	<p>【対象】 市は、国及び県の負担額と市の負担額とを合わせた額を農業者団体等に交付する。 対象となる取組 ○共通取組 ①化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とカバークロープ(緑肥)の作付け …主作物を栽培していない期間にオオムギ等を作付けし、土壌浸食等を防止する取組 ②有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない) ③化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と堆肥の施用 …C/N比10以上の堆肥を一定量施用する取組 ○地域特認取組 ④化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とIPM(対象作物:施設野菜) …天敵や微生物農薬、防虫ネット及び土壌還元消毒等による防除を行う取組 ⑤化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とリピングマルチ(対象作物:畑作物) …主作物の畝間にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組 ⑥化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と草生栽培(対象作物:果樹、茶) …主作物の樹園地にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組</p> <p>【補助金額等】 ①②④⑤⑥ (10aにつき)8,000円 ※国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円) ③ (10aにつき)=4,400円 ※国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p> <p>【国、県等からの財源】 ①②④⑤⑥ (10aにつき)8,000円 ※国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円) ③ (10aにつき)=4,400円 ※国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p>	<p>【対象】 市は、国及び県の負担額と市の負担額とを合わせた額を農業者団体等に交付する。 対象となる取組 ○共通取組 ①化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とカバークロープ(緑肥)の作付け …主作物を栽培していない期間にオオムギ等を作付けし、土壌浸食等を防止する取組 ②有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない) ③化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と堆肥の施用 …C/N比10以上の堆肥を一定量施用する取組 ○地域特認取組 ④化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とIPM(対象作物:施設野菜) …天敵や微生物農薬、防虫ネット及び土壌還元消毒等による防除を行う取組 ⑤化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とリピングマルチ(対象作物:畑作物) …主作物の畝間にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組 ⑥化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と草生栽培(対象作物:果樹、茶) …主作物の樹園地にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組</p> <p>【補助金額等】 ①②④⑤⑥ (10aにつき)8,000円 ※国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円) ③ (10aにつき)=4,400円 ※国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p> <p>【国、県等からの財源】 ①②④⑤⑥ (10aにつき)8,000円 ※国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円) ③ (10aにつき)=4,400円 ※国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業であり、南足柄市には現時点で対象となる団体が存在しないため。	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図ることができる。	特になし。
52	団体育成補助金(県共進会乳牛等運搬事業費補助ほか)	小田原市畜産会事業に係る費用及び同会会員により実施される乳牛預託に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 市長が認める団体が行う園芸、畜産、土地改良及び林業に関する研究又はこれらの振興を図るために実施する事業 (対象:小田原市畜産会)</p> <p>【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を除いた額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の畜産業の振興と発展を図るためには必要不可欠であることから、現状の事務処理方式を適用するもの。(南足柄市該当事業なし)	畜産業の振興と発展を図ることができる。	現状では、団体の育成を目的として「小田原市畜産会」に補助をしていることから、個人での申請は受け付けられないため、小田原市畜産会への加入などを促す。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
53	新規就農者就学支援事業費補助金	就農意欲のある農業後継者等が、農業に関する知識・技術等を習得することを支援し、もって本市の農業振興に資する。		<p>【対象】 神奈川県立かながわ農業アカデミーに在学している者で、次の要件を満たす者。 (1) 小田原市内に住所を有する者であること。 (2) かながわ農業アカデミーに入校した年の3月31日時点において48歳未満の者であること。 (3) かながわ農業アカデミー卒業後、小田原市において農業者として農業経営を行おうとする農業後継者等であること。 ○事業 かながわ農業アカデミーの次に掲げる課程における農業知識、技術等の習得 (1) 生産技術科 (2) 技術専修科</p> <p>【補助金額等】 かながわ農業アカデミーでの就学に係る学費のうち、授業料、教材資材費及び研修費に係る額の1/2以内(千円未満切り捨て)。ただし、生産技術科は2年、技術専修科は1年を限度とし、各年度の上限は10万円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例において小田原市と同水準で運用しており、適正であると考えられることから、小田原市の事務処理方式を適用するもの。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における新規就農者が対象となる。	事業費及び人件費等コストの上昇。
54	新規就農者支援事業補助金	農地の賃借料を助成することにより、新規就農者の経済的な負担を軽減し、就農の促進を図るとともに、新規就農者及び農業研修者の家賃の一部を助成することにより、地域の空き家の有効活用と市内への定住促進を図る。	南足柄市外に居住する者が南足柄市内において農業を開始するに当たって要した経費に対し、南足柄市新規就農支援助成金を交付することにより新たな農業の担い手を確保し、農村地域の活性化及び定住の促進に資する。	<p>【対象】 小田原市内で新規就農した者、または就農のため研修中の者で、次の要件を満たす者。 (1) 本市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している者 (2) 就農のための研修の開始から5年以内の者又は農地の賃借を開始した日から5年以内の者 ○事業 1 農地の賃借で次の要件を満たす事業 (1) 農業経営基盤農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、利用権を設定した農地を耕作していること。 (2) 農地中間管理機構から借り受けた農地を耕作していること。 2 就農した者又は就農のための研修中の者が居住するために貸家を借りる事業 (1) 市内において借家の賃貸借契約を締結している者</p> <p>【補助金額等】 1 農地賃借料補助 (1) 賃借農地10aあたり年額20,000円以内 (2) 1経営体あたり50a以内 (3) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。 (4) 年の途中で賃料の変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較して低額のものに補助額とする。 2 家賃補助 (1) 月額家賃の1/2以内とし、月額30,000円を限度とする。 (2) 算出した1か月あたりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。 (3) 月の途中で月額家賃の変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較して低額のものに補助額とする。 ※経営体の助成期間は、初年度申請から5年以内とする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>	<p>【対象】 南足柄市農業委員会に就農計画を提出した時に住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に登録されていない者で、農業委員会から新規就農者認定書の交付を受けたもの</p> <p>【補助金額等】 交付要綱第3条に規定する助成金の対象となる経費の総額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を上限とする。 (1) 助成金の交付を申請した日において南足柄市内に住所を有し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者 50万円 (2) 前号に掲げる者以外の者 25万円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の事務処理方式を基本として整合をとることで、円滑に事務が執行できる。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を基本として整合をとることにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における新規就農者が対象となる。	事業費及び人件費等コストの上昇。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
55	経営所得安定対策等推進事業費補助金	経営所得安定対策の実施に当たり、申請手続き全般に係る費用の助成を受ける。	経営所得安定対策の実施に当たり、申請手続き全般に係る費用の助成を受ける。	【対象】 市又は地域農業再生協議会による経営所得安定対策等に関する取組に係る費用であること。  【補助金額等】 申請額による。(精算払い)  【国、県等からの財源】 国10/10	【対象】 市又は地域農業再生協議会による経営所得安定対策等に関する取組に係る費用であること。  【補助金額等】 申請額による。(精算払い)  【国、県等からの財源】 国10/10	小田原市の事務処理方式を適用する。	国・県等の要綱等に基づく事業のため、基本的に同じ業務である。小田原市の事務処理方法の方が効率が良いため。	申請者の増加が見込まれる。	畦畔率の違い・配分面積の算出方法の違い等で生産数量目標面積に差がでるため、小田原市に合わせる。
56	中山間地域等農業活性化支援事業費交付金	農業生産の不利な中山間地域等において、協定を締結し行われている農業生産活動等を支援するため必要経費の一部を助成する。		【対象】 補助対象地域において、集落協定等に基づいた農業生産活動等を5年間以上継続して行うこと。 (対象:久野南舟原集落)  【補助金額等】(10aにつき) 田<急傾斜>16,800円  【国、県等からの財源】 国、県、市それぞれ1/3		小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業のため。	中山間地域の農地の適切な維持・管理を推進することで、中山間地域が有する多面的機能の確保のほか、耕作放棄地の解消と発生防止を図ることが可能となる。	特になし。
57	高付加価値化対応野菜産地事業費補助金	小田原オリーブ研究会に対して補助金を交付する。小田原オリーブ研究会では苗木購入の一部を補助している。		【対象】 小田原オリーブ研究会  【補助金額等】 400,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	地域特性を活かした農産物の高付加価値化・ブランド化を推進する事業であり、現在は、オリーブを対象に実施している。南足柄には同様の事業はないが、合併後の市全域で産地形成を図ることにより、地域農業の振興を図る。	地域特性を活かした農産物のブランド化による高付加価値化を図ることができる。	特になし。
58	耕作放棄地解消事業費補助金	市内の耕作放棄地を解消するため、農家や農業者団体が、耕作放棄地に利用権を設定した上で、耕作放棄地再生利用緊急対策(国庫補助事業)と同様の事業を実施した場合に補助をする。	南足柄市地域農業再生協議会の事業経費として補助金を交付する。	【対象】 耕作放棄地の解消事業を行う農業者、農業者組織、農業協同組合等で、再生された農地を5年以上継続して耕作する見込みがあると市長が認めた者  【補助金額等】 事業実施農地10aにつき50,000円とし、10aを超える場合は、1aごとに5,000円を加算。ただし、事業実施に重機を使用する場合は総額の1/3以内で市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 耕作放棄地の解消事業を行っている南足柄市地域農業再生協議会。 ※個人農家等で実施した経過は現在まで無。ここ数年は市の単独事業として市民菜園の整備等を行っている。  【補助金額等】 事業実施農地10aにつき50,000円(国庫の場合)  【国、県等からの財源】 市単独事業(国庫の申請をするならば1/2)	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民菜園に対する補助ではなく、農業者が耕作を行うための農地に対する補助を実施するため。	農業者等が行う耕作放棄地の再生を支援することにより、地域内の耕作放棄地の解消と農地の流動化を促進し、農地の持つ多面的な機能を発揮させ、地域の活性化を図ることができる。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
59	小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金	小田原産木材住宅リフォーム助成事業は、地域産材の利用拡大を目的に、小田原産木材を使用した住宅リフォームに対して助成を行う		<p>【対象】 市内に自ら居住するための住宅を改装、または新築すること。 小田原産木材を3㎡以上使用すること。</p> <p>【補助金額等】(1㎡) ①床 7,500円(上限30㎡) ②腰壁 3,700円(上限30㎡) ③ウッドデッキ 12,700円(上限10㎡) ※①及び②を同時に施工する場合は40㎡</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみ補助金であるため、小田原市の事務処理方式を採用する。	地域産材利用拡大が推進される。	小田原産木材を助成事業の要件としているため、南足柄市産材をどのように統合するか課題。 南足柄市産材を搬出し、認証制度も定義すること。また、南足柄市で本助成制度が必要か検討。
60	農業振興施設設置等補助金	農業振興施設設置等を行う団体が市長が認めるものに対して、その事業費の一部を助成する。		<p>【対象】 国県の補助事業として承認を受けた事業又は補助対象事業費が20万円以上の共同して行う次に掲げる事業で市長が認めるもの。 (1) 果樹対策事業 (2) 水稲対策事業 (3) 野菜対策事業 (4) 花き、花木対策事業 (5) その他農業振興事業</p> <p>【補助金額等】 ○国庫補助対象事業 国県補助金を含め、補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額。 ○県費補助対象事業(国庫補助対象事業としないものに限る。) 補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額 ○市単独補助事業 補助対象費の5/10以内で市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業10/10(国県補助対象事業含む)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて妥当な補助制度であるため、小田原市の事務処理方式を適用するもの。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を採用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。
61	畜産振興施設設置等補助金	畜産振興施設設置等を行う団体が市長が認めるものに対して、その事業費の一部を助成する。		<p>【対象】 国県の補助事業として承認を受けた事業又は補助対象事業費が20万円以上の共同して行う畜産対策事業で市長が認めるものであること。</p> <p>【補助金額等】 ○国庫補助対象事業 国県補助金を含め、補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額。 ○県費補助対象事業 補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額。 ○市単独補助事業 補助対象事業費の5/10以内で市長が定める額。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業10/10(国県補助対象事業含む)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	同様の事業を行う他市町の水準と比較しても同程度であるため。	地域社会と調和した畜産環境の整備を図ることができる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
62	林業振興施設設置等補助金	林業生産基盤(林道等)整備に対し、国県補助対象を含め森林組合等に補助金を支出するもの。		【対象】 林業振興施設設置等を行う団体 【補助金額等】 国庫補助対象事業9/10、県費8/10、市単8/10 【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし。	特になし。
63	水源林管理道整備事業費補助金	森林整備を目的として、林内作業者を対象とした作業路の開削を行い、もって森林整備及び間伐材の促進に資する事業に対し、神奈川県より補助を受け補助金を支出するもの。		【対象】 作業路の開削を行う森林所有者等 【補助金額等】 10/10 【国、県等からの財源】 県9/10		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし。	特になし。
64	農業用施設等雪害対策事業費補助金	平成26年2月の大雪による農業被害を受けた農業者に対し、施設等再建・修繕・撤去に係る費用の一部を助成する。		【対象】 平成26年2月の大雪により自己の所有する農業用施設等が被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、今後も農業経営を継続しようとするもの。 ○事業 経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)及び、平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業及び平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について(平成25年度の大雪)(平成26年度3月28日付け25経営第3950号農林水産省経営局長通知)、神奈川県降雪災害緊急支援事業補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)に定める補助対象事業で市長が認めるもの。 【補助金額等】 ○再建・修繕 国及び県の助成額に、補助対象経費に2/10を乗じて得られた額を上乗せした額。 ○撤去 国及び県の助成額に、補助対象経費に1/4を乗じて得られた額を上乗せした額が限度。 ※助成単価については施設ごとに規定あり。 【国、県等からの財源】 ○再建・修繕等 国:5/10、県:2/10、市2/10 ○撤去 国:2/4、県:1/4、市:1/4		小田原市の事務処理方式を適用する。	国・県の要綱等に基づく事業のため。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を採用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
65	多面的機能支払交付金	農業・農村が有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)を適切に発揮させるとともに、担い手への農地集積を後押しするために、農業の有する多面的機能発揮促進事業のうち、多面的機能支払事業を推進する。	農業・農村が有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)を適切に発揮させるとともに、担い手への農地集積を後押しするために、農業の有する多面的機能発揮促進事業のうち、多面的機能支払事業を推進する。	【対象】 事業費としては、農地維持支払と資源向上支払のメニューがある。 ○農地維持支払 水路・農道等の管理等を目的とした共同活動、資源向上支払は農地・水道・農道等の質的向上を図る共同活動が対象 ○推進事務費 市町村が当該交付金推進にかかる事務費が対象	【対象】 事業費としては、農地維持支払と資源向上支払のメニューがある。 ○農地維持支払 水路・農道等の管理等を目的とした共同活動、資源向上支払は農地・水道・農道等の質的向上を図る共同活動が対象 ○推進事務費 市町村が当該交付金推進にかかる事務費が対象	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では活動団体が存在しないため、小田原市の事務処理方式を適用するもの。	小田原市にしか活動団体が存在しないため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。
				【補助金額等】(1aにつき) ○農地維持支払 田3,000円、畑2,000円 ○資源向上支払 田2,400円、畑1,440円 ○推進事務費は申請額による	【補助金額等】(1aにつき) ○農地維持支払 田3,000円、畑2,000円 ○資源向上支払 田2,400円、畑1,440円 ○推進事務費は申請額による				
				【国、県等からの財源】 事業費は国1/2、県1/4、市1/4 推進事業費は国10/10	【国、県等からの財源】 事業費は国1/2、県1/4、市1/4 推進事業費は国10/10				
66	景観形成修景費補助金	良好な景観形成を推進するため、景観計画重点区域(拠点型重点区域)内において、優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する修景事業に対し、その費用の一部を補助する。		【対象】 景観計画重点区域(拠点型重点区域(3区域))内において、優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する修景事業者		小田原市の事務処理方式を適用する。	特定の景観計画重点区域内にて、引き続き良好な景観形成を誘導する必要があり、南足柄市において、同様の景観計画重点区域及び景観形成修景費補助事業がないため、現在、実施している小田原市の水準を適用することが望ましい。	引き続き、補助対象としている景観計画重点区域(拠点型重点区域(3区域))において、良好な景観形成を図ることができる。	南足柄市において、補助対象となる地域がないため、南足柄市において重点区域の設定をした際、本補助制度の活用を検討する。
				【補助金額等】 補助率 : 1/5 補助限度額 : 100万円					
				【国、県等からの財源】 市単独事業					
67	景観形成協議会補助金	小田原市景観条例第20条の規定に基づき、景観形成協議会として市長の認定を受け地域の景観形成の向上に資する団体に対し活動費の一部を助成する。		【対象】 小田原市景観条例施行規則第10条に定める認定の基準を満たした団体(区域2,000㎡以上、実質的・継続的な活動の見込、自治会の同意、規約等)		小田原市の事務処理方式を適用する。	自主的な景観形成活動に対する支援のためのものであり、南足柄市において同様の補助金がないため、現在制度のある小田原市の水準を適用することが望ましい。	今後、景観計画重点区域の拡大を目指す地域などで自主的な景観形成活動が行われる際に、財政的な支援をすることが出来る。	合併後、該当する団体が無い場合がある。 景観計画重点区域の拡大を目指す地域において、景観に対する意識向上に関する取組みを実施する。
				【補助金額等】(1年につき) 200千円未満 3年を限度とする。					
				【国、県等からの財源】 市単独事業					
68	街なみ環境整備事業補助金	街なみ環境整備事業区域において、小田原市地区街づくりルール形成促進条例に規定する地区街づくり基準に基づく良好な景観形成に著しく寄与する修景事業に対し補助を行う。		【対象】 街なみ環境整備事業区域において、小田原市地区街づくりルール形成促進条例に規定する地区街づくり基準に基づく良好な景観形成に著しく寄与する修景事業を行う者		小田原市の事務処理方式を適用する。	街なみ環境整備事業区域において、小田原市地区街づくりルール形成促進条例による地区街づくり基準に基づく良好な景観形成を誘導する必要があり、南足柄市において同様の条例及び補助事業がないため、現在実施している小田原市の水準を適用することが望ましい。	引き続き、補助対象としている街なみ環境整備事業区域のうち街づくり基準のある銀座・竹の花周辺地区において、良好な景観形成を図ることができる。	南足柄市において、補助対象となる地域がないため、南足柄市において、同様の街づくり基準等を有する地域がある場合、本補助制度の活用を検討する。
				【補助金額等】 補助率 : 2/3 補助限度額 : 150万円(1階部分の壁面後退を行った場合等は、200万円)					
				【国、県等からの財源】 国(社会資本整備総合交付金)1/2、市1/2					

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
69	鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	地域公共交通維持確保改善事業の中の地域公共交通バリアフリー化設備等整備事業であり、市の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)に基づいて補助金交付を行う。		<p>【対象】 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの)に限る。以下同じ。) ○事業 1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上ある鉄道駅において、鉄道事業者が行う次に掲げる施設を整備する事業 (1)移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成18年度国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条第7項の基準に適合するエレベーター (2)公共交通移動等円滑化基準第4条第8項の基準に適合するエスカレーター((1)のエレベーターを整備することが施設整備上困難である場合に限る。) (3)公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までの基準に適合する便所</p> <p>【補助金額等】 次に掲げる施設の区分に応じ、次に定める額とする。 ○補助対象事業(1)及び(2)の施設 補助対象経費(施設本体の整備に係る経費及び関連付帯工事に係る経費をいう。以下同じ。)に3分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、補助対象経費は、施設1基につき5,000万円を限度とする。 ○補助対象事業(3)の施設 補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、補助対象経費は、施設1ヶ所につき、1,000万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。合併後の市として、現況の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)に基づいて補助金交付を行う。補助金交付要綱は現況から変更の必要なし。事務事業の取扱いには現況から変更なし。	小田原市のみで行っている事業であり、合併後の市に移行した場合であっても、要件に該当する駅については、既にバリアフリー化が整備されているため。	特になし。	特になし。
70	優良建築物等整備事業補助金	小田原市の中心市街地において優良建築物等整備事業制度要綱に基づく優良建築物等整備事業を行う者に対して、市がその事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。		<p>【対象】 優良建築物等整備事業を施行するもの</p> <p>【補助金額等】 補助対象額の1/3以内</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、市に各1/3</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。	特になし。	特になし。
71	小田原市暮らし・にぎわい再生事業費補助金	社会資本整備総合交付金交付要綱及び社会資本整備総合交付金交付申請等要領の規定に基づき、小田原市の社会資本整備総合計画において定める小田原駅周辺地区暮らし・にぎわい再生事業のうち、都市機能まちなか立地支援に関する事業を実施する者に対して、市がその事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。		<p>【対象】 小田原市の社会資本整備総合計画において定める小田原駅周辺地区暮らし・にぎわい再生事業のうち、都市機能まちなか立地支援に関する事業を実施する者</p> <p>【補助金額等】 補助対象経費の2/3以内</p> <p>【国、県等からの財源】 補助対象経費に対し、国1/3</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市及び類似団体に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。	特になし。	特になし。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
72	再開発推進団体等補助金	地域住民の自主的なまちづくりの推進に寄与するため、再開発推進団体及び再開発準備組合並びに共同化推進団体が行う事業に対し予算の範囲内において補助金を交付する		<p>【対象】 再開発推進団体、再開発準備組合、共同化推進団体</p> <p>【補助金額等】 再開発権利者の数に2,000円を乗じて得た額に30万円(共同化推進団体は20万円)を加えて得た額の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。	特になし。	特になし。
73	木造住宅耐震診断費補助金	木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する。	木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する。	<p>【対象】 市内に木造住宅を有し、かつ、当該住宅に居住する者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅又は併用住宅 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く 3 当該住宅が地上2階建て以下の木造住宅であること。ただし枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く 4 所有者が市税を滞納していないこと</p> <p>【補助金額等】 1 高齢者(65歳以上)のひとり暮らしの世帯又は高齢者のみで構成され、かつ、世帯全員の市民税が非課税の世帯の場合 耐震診断に要した費用の10分の10の額。ただし、9万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2 1以外の場合 耐震診断に要した費用の3分の2の額。ただし、6万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 市町村の補助率2/3未満は県5,000円/件、 市町村の補助率2/3以上10/10未満は県15,000円/件、 市町村の補助率10/10は県30,000円/件 ○市負担分</p>	<p>【対象】 市民が所有し、その所有者または所有者の家族が居住する木造住宅にかかる耐震診断や改修で、次のすべての要件に該当するもの。 1 昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅(2世帯住宅を含む)及び店舗・事務所兼用住宅であるもの(昭和56年6月1日以降に増築または改築したものは除く) 2 2階建て以下の在来軸組工法により施工された木造建築物(枠組壁工法、プレハブ工法は除く) 3 建築士の資格を有し、「神奈川県木造住宅耐震実務講習会」を終了した者(耐震診断技術者)が行う一般診断法に基づいて行う耐震診断であること。</p> <p>【補助金額等】 耐震診断に要した費用の2分の1の額とし、3万円を限度とする。補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 9/20 ○神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 市町村の補助率2/3未満(市1/2)は県5,000円/件 ○市負担分 上記の残額</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
74	木造住宅耐震改修費補助金	木造住宅の耐震改修及び耐震設計・工事監理に係る費用の一部を助成する。	木造住宅の耐震改修及び耐震設計・工事監理に係る費用の一部を助成する。	<p>【対象】 市内に木造住宅を有し、かつ、当該住宅に居住する者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅又は併用住宅 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事(防火地域及び準防火地域における工事にあつては、その工事に係る部分の床面積が10㎡を超えるものに限る。)に着手していないものであること 3 当該住宅が地上2階建て以下の木造住宅であること。ただし枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く 4 当該住宅の耐震診断の評点が1.0未満であること 5 所有者が市税を滞納していないこと</p> <p>【補助金額等】 1 設計・工事監理費補助金 耐震改修工事の設計・工事監理に要した費用の3分の2の額。ただし、15万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2 改修費補助金 耐震改修工事に要した費用の2分の1の額。ただし、55万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>	<p>【対象】 市民が所有し、その所有者または所有者の家族が居住する木造住宅にかかる耐震診断や改修で、次のすべての要件に該当するもの。 1 昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅(2世帯住宅を含む)及び店舗・事務所兼用住宅であるもの(昭和56年6月1日以降に増築または改築したものは除く) 2 2階建て以下の在来軸組工法により施工された木造建築物(枠組壁工法、プレハブ工法は除く) 3 一般診断法に基づいて行う耐震診断の結果総合評点が1.0未満の居住用木造建築物が、改修後の耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる耐震診断技術者の設計によるものとする。</p> <p>【補助金額等】 耐震改修工事、工事設計、工事費積算、工事監理に要した費用の2分の1の額とし、40万円を限度とする。補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 9/20 ○神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 1、1/4 ○市負担分 1、1/4</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
75	分譲型共同住宅耐震診断事業費補助金	分譲型共同住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 市内に存する建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建物の管理組合で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 3階建て以上で、延べ面積が1,000㎡以上の建築物 3 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物 4 住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物 5 管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に2分の1を乗じて得た額と住戸(市民が区分所有し自ら居住するものに限る。)の戸数に4万円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、120万円を上限とする。なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。
76	分譲型共同住宅耐震設計事業費補助金	分譲型共同住宅の耐震設計に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 市内に存する建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建物の管理組合で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 3階建て以上で、延べ面積が1,000㎡以上の建築物 3 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物 4 住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物 5 管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの 6 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に2分の1を乗じて得た額と住戸(市民が区分所有し自ら居住するものに限る。)の戸数に4万円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、120万円を上限とする。なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○市負担分 1/2</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
77	分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金	分譲型共同住宅の耐震改修に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】  市内に存する建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建物の管理組合で、次の各号のいずれにも該当するもの  1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物  2 3階建て以上で、延べ面積が1,000㎡以上の建築物  3 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物  4 住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物  5 管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの  6 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</p> <p>【補助金額等】  予算の範囲内において、住戸(市民が区分所有し自ら居住するものに限る。)の戸数に55万円を乗じて得た額。ただし、1棟当たり1,000万円を上限とする。  なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】  ○社会資本整備総合交付金 1/2  ○市負担分 1/2</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
78	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金	緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物</li> <li>2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定する建築物</li> <li>3 木造住宅耐震診断費補助金の交付対象とならない建築物</li> <li>4 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの)</li> </ol> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に2分の1又は次に定める基準額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあつては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>○基準額(1㎡につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積1,000㎡以内の部分 2,000円</li> <li>・面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円</li> <li>・面積2,000㎡を超える部分 1,000円</li> </ul> <p>【国、県等からの財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会資本整備総合交付金 1/2</li> <li>○神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4</li> <li>○市負担分 1/4</li> </ul>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
79	緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金	緊急輸送道路沿道建築物の耐震設計に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物</li> <li>2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定する建築物</li> <li>3 木造住宅耐震改修費補助金の交付対象とならない建築物</li> <li>4 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの)</li> <li>5 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</li> </ol> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に2分の1又は次に定める基準額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあつては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 ○基準額(1㎡につき) ・面積1,000㎡以内の部分 2,000円 ・面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円 ・面積2,000㎡を超える部分は、1,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
80	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金	緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定する建築物 3 木造住宅耐震改修費補助金の交付対象とならない建築物 4 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの) 5 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震改修工事に要した費用に11.5%を乗じて得た額。ただし、1棟当たり500万円(神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあつては、1,000万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。
81	多数の者が利用する建築物耐震診断事業費補助金	多数の者が利用する建築物の耐震診断に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号及び第2号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金の交付を受けていないもの 3 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの)</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に2分の1を乗じて得た額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急安全確認大規模建築物にあつては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財源が増加する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
82	多数の者が利用する建築物耐震設計事業費補助金	多数の者が利用する建築物の耐震設計に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号及び第2号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金の交付を受けていないもの 3 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの) 4 当該建築物の耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断された建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に2分の1を乗じて得た額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。。
83	多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金	多数の者が利用する建築物の耐震改修に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号及び第2号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金の交付を受けていないもの 3 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの) 4 当該建築物の耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断された建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震改修工事に要した費用に11.5%を乗じて得た額。ただし、1棟当たり500万円(神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、1,000万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 ○社会資本整備総合交付金 1/2 ○神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 ○市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
84	私道整備事業費補助金	要綱の条件を満たした私道について、私道所有者が行う整備費用の一部を市の予算の範囲内で補助金を交付する。	南足柄市私道整備助成要綱の条件を満たした私道について、私道所有者が行う整備費用の一部を市の予算の範囲内で補助金を交付する。	【対象】 私道所有者 ※主な要件 一般の交通の用に供されていること。幅員が3.2m以上であること。  【補助金額等】 約730万円(過去3年の平均予算額) 補助率 通り抜け道路90%、行き止まり道路50%  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 私道所有者   【補助金額等】 実績なし  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	従来の実績を尊重し、小田原市補助要綱に基づく事務処理方法及び補助対象要件を適用する。	合併の時点で既に要望が出されている案件について、速やかな事務処理が可能となる。	南足柄市は近年実績がないことから、合併に際し南足柄市地域分から多くの要望が出てくる可能性があるため、優先順位を決める。
85	街なか緑化事業費補助金・工場緑化事業費補助金	花と緑あふれる、にぎわいのある魅力的な商業空間を創造するため、商店街の実施する緑化を支援する。	緑化事業を実施した工場の代表者に補助金を交付する。	【対象】 小田原ダイヤ街商店会、小田原錦通り商店街協同組合、お堀端商店街振興組合のうち、市長と小田原市街なか緑化事業に関する協定を締結した団体  【補助金額等】 1,100万円以内  【国、県等からの財源】 国:1/3以内(間接補助)	【対象】 市内の工場で緑化を行う者   【補助金額等】 樹木の植栽本数×1,150円及び経費・マウンド形成費 発生土125円/㎡×面積及び購入土2,050円/㎡×面積  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 街なか緑化事業費補助金(①)は、南足柄市の人口や面積等を考慮し拡大継続。 工場緑化事業補助金(②)は、廃止。	①は、小田原市の区域における緑の基本計画に示す緑化目標は堅持するため、南足柄市の人口や面積等を加味した事業費を予算化する。 ②は、「小田原市開発事業に関する条例」による緑化の誘導、及び「小田原市企業等立地奨励金」を活用した緑化工事も可能なため、廃止する。	①に関して、小田原市緑の基本計画の緑化目標を達成できる。 ②に係る経費が削減できる。	①に関して、財政的な負担増が見込まれる。  ①は、緑の基本計画を見直すまでの間は財政的な措置を行う。その後、南足柄市の区域を含めた緑の基本計画を検討し、新たな緑化目標を設定する。(経費拡大、目標年次固定)
86	議員福利厚生費補助金	議員懇話会(会長・議長)が行う事業(消化器検診及び健康診断、人間ドック、研修会)に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。		【対象】 議員懇話会が実施する次の事業 1 消化器検診及び健康診断 2 人間ドック 3 研修会  【補助金額等】 ○消化器検診及び健康診断 事業に係る経費の100分の100 ○人間ドック 実費相当(15,000円を上限) ○研修会 事業に係る経費の3分の2  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市にのみ存在する事務事業で、事務の性質上対象や実施内容が限定されている。また、これまでの経緯を踏まえ、現行のまま合併後の市に引き継ぐもの。	議員の福利増進及び厚生を図ることにより、健康状態の把握や研修活動を通して円滑な議員活動をサポートできる。	類似団体等との差異が認められるため、社会情勢や他市の状況等を踏まえて制度や基準の見直しを検討する。
87	政務活動費	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議員に対し交付する。	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、条例に基づき、議員に対し、月額10,000円(年額120,000円)の政務活動費を交付する。議長宛てに提出された前年度の交付に係る収支報告書等の確認を行い、一般の閲覧に供するほか、市議会HPで公開する。	【対象】 各月1日(基準日)に議員の職にある者  【補助金額等】 議員1人あたり月額65,000円(年額780,000円)  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 会派(所属議員が1人の場合を含む)   【補助金額等】 各月1日(基準日)における当該会派の所属議員数に1万円を乗じて得た額  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の政務活動費の水準に差異はあるが、合併後の市議会での具体的な協議において調整可能な内容である。事業の継続性を踏まえ、小田原市の事務処理方式を基準としながら合併時までに調整していく。	小田原市への編入合併を想定した内容に即し、小田原市の水準に基づき運用することができる。	使途基準や執行マニュアル等の実務面での調整が必要であるため、合併後の市議会において、使途基準や執行マニュアル等の具体的な内容を精査する。

(3)南足柄市の事務処理方式を適用するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
88	介護老人保健施設整備費補助金	市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 市内における介護老人保健施設の整備に伴う工事請負費等  【補助金額等】 県補助基準額(935千円/床)又は実支出額のうち少ない方の額の2/3(上限2,400万円/施設)  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内における介護老人保健施設の整備に伴う工事請負費等  【補助金額等】 県補助基準額(935千円/床)の2分の1の額とする(3,000万円を上限とする)。  【国、県等からの財源】 市単独事業	南足柄市の事務処理方式を適用する。合併時は南足柄市の事務処理方式を適用するが、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、新たな基準額を検討する。	施設整備を行う事業者への影響を考慮し、当面の間、南足柄市の補助基準額を適用する。ただし、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、同計画に盛り込まれる施設整備の考え方を踏まえ、新たな補助基準額を設定する。	合併後の市において必要とする施設整備を促進する効果が見込まれる。	財政負担が生じる。

(4)新たな事務事業に再編するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
89	水洗化工事費補助金	土地の所有者又は使用者等が行う水洗化工事に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		【対象】 下水道法第10条第1項又は法第11条の3第1項の規定により水洗化を義務づけられている者及び市税・小田原都市計画下水道事業受益者負担金・下水道使用料を滞納していない者 ○事業 下水道法第9条第1項の規定により告示された供用開始日から3年以内に行った水洗化工事及び共同住宅(当該共同住宅の各住戸の所有者がすべて同一であるものに限る。)の水洗化工事 ○補助回数 1回限り  【補助金額等】 ○供用開始日から1年以内に水洗化工事を完了した者 50,000円 ○供用開始日から2年以内に水洗化工事を完了した者 20,000円 ○供用開始日から3年以内に水洗化工事を完了した者 10,000円(生活保護受給者は30,000円) ○供用開始後3年以内に合併処理浄化槽を廃止し、水洗化工事を完了した者 70,000円 ○所有する共同住宅の水洗化工事を完了した者 1住戸につき10,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用するが、補助単価について見直しを行う。	補助金制度を南足柄市域へも拡大するが、補助単価を見直すことにより、経費削減を図る。	南足柄市域における下水道接続の促進及び補助金単価を減額したことによる経費削減が図られる。	南足柄市分の補助金額の増及び補助金単価を減額した(小田原市分)ことによる下水道接続控えが見込まれるため、下水道接続促進PRを徹底していく。

(5)廃止するもの

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
90	環境美化週間事業実行委員会補助金		南足柄市美しい環境をつくる条例に基づき、6月第三週に、市民、事業者及び市民団体が協働して環境の保全について考える環境フェアを開催するため南足柄市環境美化週間事業実行委員会に補助金を支出する。		【対象】 環境美化週間事業実行委員会  【補助金額等】 90,000円(平成27年度) 80,000円(平成28年度)  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	初期の役割は果たしており、他の環境保全意識向上に資する事業で対応できるため。	経費の削減が図られる。	市民等への意識啓発の機会が減少するため、他の環境意識啓発事業で補う。

No.	事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
91	小田原プロモーションフォーラム活動推進事業費補助金	「地域経済振興戦略ビジョン」を具現化する団体として設立した小田原プロモーションフォーラムが実施する事業等を支援する。		【対象】 「地域経済振興戦略ビジョン」を具現化する団体である小田原プロモーションフォーラムが実施する、小田原への集客宣伝と経済効果の向上に資する具体的な取組 【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の実施に当たり、団体等の負担金や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額 【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止。	立上り期3年間の補助として、平成28年度から廃止している。	特になし。	特になし。
92	小田原どん事業費補助金	城下町の歴史により育まれてきた食文化(食材)と、優れた地場産品である小田原漆器等の木製品が結びつき生まれた「小田原どん」。小田原の魅力を複合的に発信するツールとして、また「食による商店街活性化」により地域経済の活性化を図るべく支援をするものである。		【対象】 小田原どん提供店連絡会 ○事業 小田原どんの販売促進に関する事業 【補助金額等】 100,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止。 事業を継続し、小田原どん提供店連絡会の自立が図られた時点(概ね3年を目処)での補助終了とする。	提供店連絡会の組織がまだ確定の域に達しておらず、方向性を見極めることが必要。	「小田原どん」に関する事業費の削減。	連絡会会費収入がメインとなることで、広報宣伝費用等の縮小を余儀なくされるなど、活動へ支障が生じるため、連絡会が自立できるよう指導、助言をしていく。
93	小田原スイーツ事業費補助金	小田原産の果物、野菜を原材料とし、小田原で製造されている器(漆器、寄木、ガラス細工など)を用いて、飲食店で提供するなど、新たなブランド「おだわらスイーツプレミアム」を支援するものである。		【対象】 おだわらスイーツプレミアム提供店連絡会 ○事業 おだわらスイーツプレミアムの販売促進に関する事業 【補助金額等】 150,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止。 事業を継続するが、平成29年度までに提供店連絡会の自立等を図り、同年度をもって補助を終了する。	提供店連絡会の組織について、見極めることが必要であるが、事業の充実度を踏まえ、その期限を平成29年度としたものである。	「おだわらスイーツプレミアム」に関する事業費の削減。	収入が、連絡会会費収入や会議所からの支援となり、広報宣伝費用等の縮小を余儀なくされるなど、活動へ支障が生じるため、連絡会が自立できるよう指導、助言をしていく。
94	空き店舗活用・起業支援助成金	中心市街地空き店舗活用事業について補助金を交付する。	空き店舗活用・起業支援助成金交付事業	【対象】 ・中心市街地活性化基本計画に定められた区域内の空き店舗を活用すること。 ・活用する空き店舗が、空き店舗として3か月以上経過していること。 ・市税を完納していること。 ・新規開業又は市外からの移転であること。 ・商店会の区域内の空き店舗を活用する場合は、商店会の承認を得ること。 【補助金額等】 ○改装費 2分の1以内 50万円を限度(年間) 中心市街地の空き店舗を賃借して、店舗及び業務等として活用する場合に必要な空き店舗の改装費(概ね6か月以上の建物賃借契約の締結が必要) ○賃借料 2分の1以内 120万円を限度 中心市街地内の空き店舗を店舗及び業務等として活用する場合に必要な空き店舗の賃借料(概ね6か月以上の建物賃借契約の締結が必要。補助期間は最大1年間) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 ・空き店舗バンク事業を通じて購入し、又は賃貸借契約した空き店舗において、小売業、飲食業、サービス業その他のこれらに類する事業を営もうとする個人 ・出店しようとする空き店舗において1年以上継続して営業することが見込まれる者で、かつ、週3日以上営業を行う者 ・空き店舗の所有者と同一世帯でない者又は生計を一にしない者 ・市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、当該移転前の店舗が空き店舗の状態にならない者 【補助金額等】 対象となる経費の総額の2分の1の額。ただし、上限は次のとおり ・南足柄市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されている者 50万円 ・それ以外の者 25万円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	支援の対象を商店街(会)を一つのまとまりと捉えることから、個人店舗への支援は実施しない。	「商店街を支援する」という基本的理念が維持できる。	開業を目指す個人店舗の支援が行えない。(負担が減らないという点) 商店街が活性化を図る上で、空き店舗に店舗を誘致するといった事例については支援している。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
95	協同組合等共同施設補助金	協同組合等の活動を促進し、もって中小企業の振興を図る。		<p>【対象】 事業協同組合(商店街の事業協同組合を除く)、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会 ○事業 組合が設置し、所有する施設であり、組合又は組合員の経営の向上に資するとともに直接組合の事業に寄与する事業で次に掲げる事業。 (1) 組合が行う生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、その他組合の事業に関する共同施設の設置 (2) 組合又は組合員が新分野の事業に進出するための調査、研究、新商品の開発又は高度な情報基盤の整備等のために組合が設置し、所有する施設</p> <p>【補助金額等】 300万円を上限とし、補助対象費用に次に掲げる補助対象費用の区分に定める割合を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 1 500万円以下の金額 25% 2 500万円を越え1,000万円以下の金額 15% 3 1,000万円を越える金額 5%</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。	現在は運用していないため廃止とする。	特になし。	特になし。
96	中小企業退職金共済制度奨励補助金		中小企業退職金共済制度に加入した事業主に対して、共済掛金の一部を補助する。	<p>【対象】 1 市内において1年以上継続して事業を営んでいる者で、中小企業法第2条に規定する中小企業者 2 市税の納税義務者であって、すでに納期の経過した市税を完納している者</p> <p>【補助金額等】 従業員1人につき、支払った掛金の10%以内の額(1か月限度額500円)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。 3年の経過措置を設け廃止とする。	合併時に新規申請の受付を取りやめ、加入期間が終了する3年後に廃止とする。	事務量の軽減。	中小企業退職金共済制度加入者減少の恐れがあるため、未加入事業者を含め、中小企業退職金共済制度のメリット等を広く啓発する。

No.	事務事業名	概 要		現 況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策
		小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市				
97	城址公園周辺環境整備補助金	優れた景観への誘導を促進し、城址公園の景観形成に寄与することを目的に経費の一部を助成する。		<p>【対象】 次のいずれにも該当する者 1 城址公園隣接地において景観に配慮した工作物等の整備を行う者 2 市税を滞納していない者</p> <p>城址公園隣接地における工作物(生垣、塀等をいい、倉庫、車庫等を除く。)の改築、修繕等を行う事業で次に掲げる要件に該当するもの 1 城址公園の良好な景観の形成に著しく貢献すること。 2 都市計画課所管の景観形成修景費補助金又は街なみ環境整備補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>【補助金額等】 工作物の改築、修繕に係る工事費の2/3以内で、予算の範囲内で市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 国1/2、県1/6、市1/3(平成24年度実績)</p>		廃止。	平成24年度以降、本制度により補助金を支出した事例はなく、今後、該当する事業が出てくる見込みがないことから、本制度については廃止とする。	事務の軽減につながる。	該当する事業ができた時には、新たに同様の補助金制度を構築しなければならないため、その都度、補助金制度を構築する。
98	公設青果出荷推進協議会補助金	地場産の生鮮野菜の出荷推進を図るため、小田原市公設青果出荷推進協議会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。		<p>【対象】 小田原市公設青果出荷推進協議会が実施する地場産の生鮮野菜の出荷推進事業</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内で市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。	補助金交付対象の出荷推進協議会が再度復活する見込みがない。	特になし。	特になし。